

助手 二五名
主任 一名
副主任 八名
修善工 九名
サイドカー 一名

使用車台数
大型遊覽自動車一六台
タクシー 一七台

労働賃金
最高 月收 七十圓
最低 分 三十圓

退職手當制度並福利施設の有無 ナシ
事業主側ノ団体關係 茨城県河署管内自動車組合

(四) 労働者側

- (1) 紛議参加者数 運転者七十名
- (2) 紛議参加者中組合加盟者数並其ノ組合名

東京自動車労働組合都北支部員七十名

(3) 懇援団体

東京自動車労働組合

(五) 争議發生原因

會社ハ三月末別記一ノ如キ運搬者就業規程ヲ制定四月一日ヨリ實施スルコトヲ發表セシ後従業員ノ加盟スル東京自動車労働組合都北支部ニ於テハ四月三日執行委員會ヲ開催就業規程ノ一部適用及對其ノ他ノ嘆願ヲナス事ニ決定同日午後七時頃組合代表本藤臺吉 稱垣正次ノ兩名ハ會社ヲ訪問別記ニ如キ嘆願書ヲ本社事務員 安達友之郎ニ手交セル及司事務員ハ會社ニ於テ組合名ニ依ル嘆願書ニ對シテハ回答ノ限リ一非ト拒絶セルニ因ル

(六) 経過

- (1) 第一回會見状況